

規 則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則（令和三年埼玉県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。